

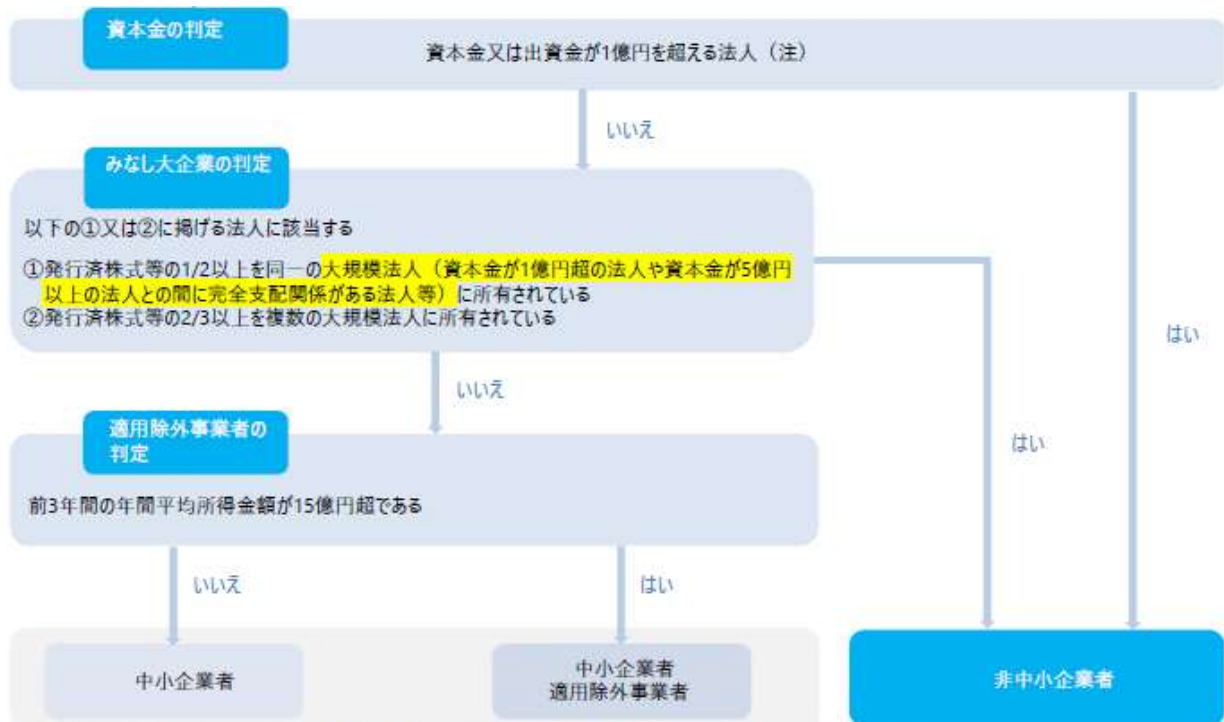
(この資料は全部お読みいただいて40秒です)

中小企業者の判定と適用される税制

中小法人と中小企業者は、法人税法や租税特別措置法などの法律で定義されています。法人税法に規定される「中小法人」又は租税特別措置法に規定される「中小企業者」とされています。

今回は前回に続き、租税特別措置法に規定される「中小企業者」について説明します。

【中小企業者の判定】



注：便宜上、資本金又は出資金が1億円を超える法人以外の法人等については省略させていただきます。

【中小企業者に適用される主たる税制】

- ・ 少額減価償却資産の損金算入の特例（年間 300 万円限度）
- ・ 中小企業投資促進税制
- ・ 中小企業者等の所得拡大促進税制
- ・ 中小企業技術基盤強化税制
- ・ 中小企業経営強化税制
- ・ 中小企業事業再編投資損失準備金

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<https://www.myts.co.jp>